

TEAM 3 チームキープレフト
KEEP LEFT

チームキープレフト保険 (団体総合生活補償保険) 規約

【契約概要のご説明】

この書面は保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

保険契約の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険

- + 傷害補償(標準型)特約 + 交通事故危険のみ補償特約
- + 傷害後遺障害保険金対象外特約
- + 個人賠償責任危険補償特約
- + 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(2) 補償内容

① 被保険者の範囲

保険金の種類	被保険者の範囲
傷害死亡保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金	会員本人
個人賠償責任 保険金	① 会員本人、会員の配偶者 ② ①と同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族) ③ ①と別居の未婚の子

② 保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	保険期間中の交通事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
傷害入院保険金	保険期間中の交通事故によるケガのため、入院された場合
傷害手術保険金	保険期間中の交通事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合
個人賠償責任 保険金	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

※ 交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、次に掲げる事故等によるケガに限り、傷害保険金(傷害死亡保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金)をお支払いします。

- ・運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ・運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故
- ・運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故
- ・乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
- ・道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故
- ・交通乗用具の火災

③ 保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
傷害死亡保険金	360万円を被保険者の法定相続人にお支払いします。
傷害入院保険金	[1,000円]×[入院日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 10,000円 ② ①以外の手術の場合 5,000円 (注)1事故について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①のお支払いになります。
個人賠償責任 保険金	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、1億円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明 の「3. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(3) 保険期間

① 保険期間の始期

2018年4月1日。ただし、同日以降に会費の入金確認を行った場合は、次の通りとなります。

ア. 毎月1日から20日までの入金確認:翌月1日

イ. 毎月21日から月末までの入金確認:翌々月1日

② 保険期間の終期

2019年3月31日

【注意喚起情報のご説明】

この書面は被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、チームキープレフト実行委員会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 保険金受取人について

傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

(2) 被保険者による保険契約の解除請求

次のいずれかに該当するときは、被保険者はチームキープレフト実行委員会にこの保険契約(その被保険者に係る部分に限ります。以下同様とします。)の解約を求めることができます。

- この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- 保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとした
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした
- 保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

3. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している間のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●外科的手術その他の医療処置によるケガ●戦争、その他の変乱、暴動によるケガ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかなるときでも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの●入浴中の溺水●原因がいかなるときでも、誤嚥によって生じた肺炎●交通乗用具を用いて競技等をしている間のケガ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任 保険金	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者または被保険者の故意による損害●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●心神喪失に起因する損害賠償責任●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任●自動車等の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任●戦争、その他の変乱、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

4. 失効について

被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。

5. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他のご説明

1. 用語のご説明

用語	説明
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

2. 契約内容登録制度について

損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払いが正しく確実に行われるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度にご契

約内容が登録されることがあります。詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/about/guideline/kyodoriyou/>)

3. 補償の重複

個人賠償責任保険金については、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

補償の重複が生じる他の保険契約の例
自動車保険 日常生活賠償特約

事故が起こった場合の手続き

1. 保険金をお支払いする場合に該当したときのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、**三井住友海上事故受付センター**までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

三井住友海上事故受付センター

24時間365日事故受付サービス

0120-258-189(無料)

保険契約者名は「チームキープレフト」とお伝えください

2. 示談交渉について

個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

次の場合、引受保険会社は示談交渉をお引受けすることができません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が1億円を明らかに超える場合
- ② 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ③ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ④ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

3. 代理人による保険金の請求について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなない場合には、引受保険会社の承認を得て、次に掲げる方が代理請求人として保険金を請求することがあります。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります)
- ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合は、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

4. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

この保険商品に関するお問い合わせは

株式会社テレビ大阪サービス

電話：06-6947-1933

受付時間：平日10:00～17:00

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

受付時間：平日9:00～20:00 土日祝日9:00～17:00

※年末年始は除きます。※海外からはご利用いただけません。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 ナビダイヤル(有料)

受付時間：平日 9:15～17:00